

甲斐市議会 まちづくり環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年3月4日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（8名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	樋口孝之君
	山坂賢太君		安倍健治君
	小澤重則君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（4名）

議長	秋山照雄君		山本英君
	依田那津希君		若尾彰子君

説明のため出席した者の職氏名

環境産業部長	中込広人君	まちづくり 振興部長	小宮山尚君
公営企業部長	保坂義実君	環境森林課長	宮崎建君
産業創造課長	高須秀樹君	農政課長	小宮山佳浩君
建設課長	保坂俊和君	都市計画課長	久保欽一君
建築住宅課長	興石文明君	上下水道業務 課長	芳賀康貴君
上下水道工務 課長	中島茂樹君	環境政策係長	清水一博君
自然環境係長	奥山正広君	産業創造係長	藤田充君
ふるさと納税 推進係長	中込浩司君	農政総務係長	長田明久君
農業土木係長	深澤勇也君	建設総務係長	櫻田隆樹君

建設整備係長	秋山裕介君	まちづくり 推進係長	窪田友昭君
公園緑地係長	清水隆君	空家対策・ 住宅係長	守屋裕之君
建築開発係長	小澤俊和君	上下水道総 務係長	藤井亮一君
経理徴収係長	八巻加奈君	上水道施設 係長	池田靖君
下水道施設 係長	八巻哲也君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書記	小林久美
書記	圓谷孝宏		

審査内容

1 条例等審査

- 議案第19号 市道路線認定の件
- 議案第16号 不動産購入の件
- 議案第2号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件
- 議案第3号 甲斐市下水道条例の一部改正の件

2 補正予算審査

- 議案第4号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第9号 令和7年度地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）

3 その他

開会 午後 1時27分

○書記（圓谷孝宏君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから、まちづくり環境常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長挨拶、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めましてこんにちは。

ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまより、まちづくり環境常任委員会を開催させていただきます。ご審議お願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これよりまちづくり環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第19号 市道路線認定の件を議題といたします。

本件は、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた映像がありますので、担当からの説明の後、モニター画面に映像を流し、質疑を行いたいと思います。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

保坂建設課長。

○建設課長（保坂俊和君） よろしくお願ひいたします。

それでは、建設課から議案第19号 市道路線認定の件につきまして、ご説明をさせてい

たきます。

議案書は58ページ、位置図につきましては、議会資料48ページから49ページになります。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの案件を提出する理由でございます。

本日、認定をお願いする路線は、路線番号694、路線名、五反田宅造2号線の1路線であります。確認していただく路線につきましては、宅地分譲に伴う開発区域内の道路であります。

なお、詳細につきましては、現地の映像をご覧になりながら担当から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

質疑については現地の映像を見た後に行います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時38分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、現地の映像等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） お疲れさまです。2点ほどお願いします。

起点から最終のところから左のほうに、奥の2区画に、道路があるんですけども、これの幅員というのは、どのくらいあるんですか。これは、個人の突き当たって…

○委員長（金丸幸司君） 小澤建築開発係長。

○建築開発係長（小澤俊和君） お答えいたします。

こちらの敷地延長の幅員については、奥の終点のところ、合計5メートルになっております。

○委員（藤原正夫君） 奥のどの、2区画の通りの…

○建築開発係長（小澤俊和君） 2区画の敷地延長の部分につきましては、幅員5メートルになっております。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

1番、堀が、今度は、宅造をした最後の3区画ぐらいが、これを見ると、貢川が、川ということですね、河川。そこと、この土手というか、貢川の河川敷というか、このくらいの幅の歩道とか何とかというのは、あるんですか。このところは、これには、関係ないといえ、ないだろうけれども、ちょっとお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 小澤係長。

○建築開発係長（小澤俊和君） 歩道はございませんで、水路に沿って、管理幅がございます。以上です。

○委員（藤原正夫君） だから、その幅がどのくらいあるのか。

○委員長（金丸幸司君） 小澤係長。

○建築開発係長（小澤俊和君） 管理幅は、こちらは40センチとなっております。

以上です。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が退出いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第19号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第16号 不動産購入の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

久保都市計画課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 大変お疲れさまです。

それでは、都市計画課から議案第16号 不動産購入の件につきまして、ご説明いたします。

議案書は55ページでございます。

赤坂台総合公園整備事業用地として次の土地を購入するものでございます。

- 1、不動産の所在地及び数量につきましては、所在地は甲斐市竜王字興石、番地は200番1、ほか10筆、地目は畑、山林、面積は8,172.20平方メートルであります。
- 2、所有者は表記のとおり4名であります。
- 3、購入予定価格は1億6,344万4,000円であります。

提案理由でございますが、この不動産購入については甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある、これがこの案件を提出する理由でございます。

続きまして、議会資料で補足の説明をさせていただきます。

議会資料の40ページをお願いいたします。

今回、購入を予定いたします土地の詳細でございますが、この表の左側、土地の所在の欄の1番上、甲斐市竜王字輿石200番1から下の甲斐市竜王字両目塚210番1までの11筆であります。地目及び買収面積は、畑が10筆で、8,092.65平方メートル、山林が1筆で、79.55平方メートルで合計8,172.20平方メートルであります。

価格分につきましては、不動産鑑定結果により、畑、山林共1平方メートル当たりの単価は2万円でありましたので、買収予定価格は、合計で1億6,344万4,000円であります。

土地所有者につきましては、4名であります。

次に、41ページをお願いいたします。

こちらは、購入に伴い、付随する物件その他損失補償でございますので、参考資料として添付したものでございます。補償の対象となる所在地は、購入予定の土地の表示と同じく11筆で、地目、補償の種類は記載のとおりでございます。物件補償予定額合計は、728万2,864円で、物件補償対象者は、7名でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

赤坂台総合公園整備事業予定地の位置図でございまして、赤い太線で囲んだ部分が駐車場拡張予定区域、傾斜部分がこのたび、購入を予定している区域でございます。

次に、43ページをお願いいたします。

購入予定地の地番を表示した図面でございます。黄色い太線で囲んだ部分が駐車場拡張予定地で、今回、購入を予定している土地は、赤い色塗りの部分でございます。

なお、残り1筆につきましては、交渉を、継続をしておりましたが、先般、仮契約の締結に至りました。早急に事務を進めまして、今定例会中に、追加提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

今回の議案に対する今後の予定につきましては、本議案について議決をいただければ、所有者に対しまして、購入費用の一部をお支払いさせていただく予定でございます。

以上、不動産購入の件についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この事業予定地、赤枠の以外のね、これは、今、交渉中というんだけど、将来的には、取得するのか、ここは、もう除外しちゃうのか、その辺のところはどんな具合ですか。

○委員長（金丸幸司君） 久保都市計画課長。

○都市計画課長（久保欽一君） すみません、私が、今、ちょっと分かりづらかったかもしれないんですけども、交渉を継続、そこはしております、実は、先般、仮契約締結ができましたので、今回の議案には間に合いませんでしたが、今、議案をつくって、市長決済を受けている状況ですので、今定例会最終日には、間に合うと思いますので、そこで、また、再度、提案をさせていただきたいと思っています。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、この金額、1億円、それにまた加算されるということですね。

○委員長（金丸幸司君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） そのとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） すると、総額がどのくらいになるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 窪田まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（窪田友昭君） お答えいたします。

全ての土地を購入した場合ですと、1億7,939万2,980円になります。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） すると、本定例会に今言われた金額を上程するという流れということだね。

○委員長（金丸幸司君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 追加で提案させていただく土地の費用になりますと、そちらは別になりますので、そちらは、今から提案させていただいていますが、参考といたしましては、1,594万8,980円という形になります。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、確認だけれども、今回、1億6,000万円ということで、出てきましたよね。それが改めて議案として、その追加でもって、今の追加の金額を議案として上程して、今定例会で全て、これを取得する額の予算計上をするという流れということで、それでいいのかね。

○委員長（金丸幸司君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 今回、提案をさせていただいた部分につきましては、ここで議決をいただければ、それで終了ということになります。追加で、最終日に、この残った部分だけ、提案させていただいて、それで全部、そこが、また、ご了承いただければ、全部がそこで決まるということになります。

○委員（内藤久歳君） 了解、よろしいです。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山まちづくり振興部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） すみません、補足で、予算につきましては、12月議会で、補正で、予算を補正させていただいているので、今回は、その金額を使って、契約ということで、今日とあと追加で、契約の案件をお願いするということになりますので。

○委員（内藤久歳君） 一応、この全体を白い部分を見込んだ中で予算計上をしてあると、それが、一部、この部分だけが残っていたから、それで出したと。あとのこの白い部分は、枠の中に入っているということなのか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） そういうことです。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 参考に、平米幾らになるか教えてください。

○委員長（金丸幸司君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 先ほども、私の説明の中で申し上げましたが、平米、不動産鑑定によりまして、平米2万円でございます。

○委員長（金丸幸司君） よろしいでしょうか。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第16号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第2号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。

それでは、上下水道工務課から、甲斐市水道給水条例の一部改正の件につきまして、ご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

議案書は、12ページをご覧ください。

議案第2号 甲斐市水道給水条例の一部改正の件につきまして、説明をいたします。

議案書の12ページの下段に記載されております、本条例の一部改正の提案理由でござい

ますが、災害その他の非常時における給水装置の早期復旧及び工事の適正な実施を確保するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例を提出する理由となります。

内容といたしましては、給水装置工事事業者は、管理者または管理者が指定した指定給水装置工事事業者が施工するとされてきました。災害その他の非常な場合において、他の地方公共団体または他の地方公共団体から指定を受けた給水装置工事事業者についても、施工することが可能となるよう、本市条例中の規定を改正するものであります。

主な改正の目的は、口頭での説明となりますが、令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人が管理する給水装置の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化しました。これは、給水装置工事を担う被災自治体の長が指定をした指定給水装置工事事業者が、被災したことに加え、様々な工事の需要が集中したことにより、給水装置工事に関わる事業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされました。このことから、災害等の場合において、管理者が他の市町村長が指定した事業者にも工事を施工させる必要があると認めるときには、その施工が可能となるよう、条例に規定を設けることについて、全国的に国土交通省からの技術的助言がありました。今後、本市において、大きな災害の際に、本市で現在指定をしている指定給水工事事業者の市内40事業者と市外143業者の確保が困難とされるときには、早期復旧と工事の適正な実施ができるよう、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を施工させるため、甲斐市水道給水条例の一部を改正するものとなります。

一部改正の要旨につきましては、議会資料の6ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

議会資料6ページをお願いいたします。

表の右側が旧条例で、左側が改正後の新条例となります。

改正箇所は、第11条第1項に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長又は他の地方公共団体の長が第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施工する必要があると認めるときは、この限りでない。」第11条第2項中、指定給水装置工事事業者の次に、「又は他の地方公共団体の長等」を付け加えます。

改正の内容は、甲斐市水道給水の条例の一部改正について、災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、管理者となる市長が、他の市町村長が指定した指定給水装置工事事業者に給水工事を施工させる必要があると認めるときには、その実施を可能とする第11条第1項と、他の市町村長が指定をした指定給水装置工事事業者が、給水装置工事を施工した場合も、管理者、市長の検査等を対象とする第11条第2項となります。

議案書12ページへお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上が本条例の一部改正の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認だけど、今、他の市長村ということは、具体的にいえば、県内も、あるいは県外という、他の市長村という幅があるんだけど、その辺の幅というのは、県内の市町村なのか、それとも、全国的なものでも、長が指定すればいいのか、その辺の範囲というのはどうなっているのか。

○委員長（金丸幸司君） 中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 現在、甲斐市の指定工事店につきましても、市内の業者と市外、県内の業者がかなり参入はしてきております。そういった形の中で、県内のそういった業者も、災害として大きく被災を受けた場合については、どうしても県外からもそういった指定工事店が手伝いに来ていただくという状況が、能登半島地震のときにうかがわれたということで、全国的な市町村の指定した事業者が応援に来られるという条例の内容となっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、そのエリアがなくて、全国的にどこでもいいですよというその他の市町村の長が指定した事業者があれば、例えば、北海道から来てもいいですよという枠が広がったという、そういう認識ということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） そのとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それって、要するに、被災市町の長の権限に基づいて、委託というか、応援を求めるんだけど、その辺のところの、どういった場合に、市長が直接、例えば、今言ったように、とんでもないところに委託する可能性もあるんだけど、そういうものの応援の求め方というのは、どういう流れになるのか。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 能登半島地震の例によりますと、能登半島地震では、やはり、市町村が応援に行きたいという際には、甲斐市なら甲斐市が応援に、そこに甲斐市の指定工事店も一緒に行って、ここの、この地区の住宅の装置を直してくれということで、市町村側と業者さんが一緒になって行って、その市町村が指定している業者が、もう指定されているということは確認が取れますので、それは被災地の市町村のほうも、どこどこの市町村が応援に来てくれるということであれば、その市町村に、この地域を任せようとか、そういったことを決めながら、被災地の事業者とも情報を共有しながら、被災の復旧に努めるといって形で国土交通省のほうからも指導がありましたので、全国的に同じような状況の中で対応していくということになっております。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第2号を終わります。

引き続き、議案第3号 甲斐市下水道条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

中島上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） お疲れさまでございます。

それでは、引き続き、上下水道工務課から、甲斐市下水道条例の一部改正の件につきまして、説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書13ページをお願いいたします。

議案第3号 甲斐市下水道条例の一部改正の件につきまして、説明をいたします。

議案書13ページの下段に記載されております、本条例の一部改正の提案理由でございますが、災害その他の非常時における排水設備の早期復旧及び工事の適正な実施を確保するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由となります。

内容といたしましては、先ほどの上水道事業と同様に、排水設備等の工事の実施につきまして、管理者が指定をした下水道排水設備指定工事店のみが施工できる規定となっております、国の標準下水道条例の改正を基に、災害その他の非常の場合において、管理者が指定をした下水道排水設備指定工事店以外に、他の市町村長から指定を受けた下水道排水設備指定工事店についても施工が可能となるよう、甲斐市下水道条例の一部を改正するものであります。

主な改正の目的は、口頭での説明となりますが、令和6年1月に発生しました能登半島地震では、個人が管理する排水設備の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化しました。これは、排水設備工事を担う被災自治体の長が指定する指定工事店が、被災したことに加え、様々な工事の需要が集中したことにより、排水設備工事に関わる事業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされました。このことから、災害等の場合において、管理者が他の市町村長が指定した事業者にも工事を施工させる必要があると認めるときには、その施工が可能となるよう、条例に規定を設けることについて、全国的に国土交通省からの技術的助言がありました。今後、本市において、大きな災害の際に、本市で現在指定をしている指定工事店の市内50業者と市外138業者の確保が困難とされるときには、早期復旧と工事の適正な実施ができるよう、他の市町村長が指定をした指定工事店による排水設備工事を施工させるため、甲斐市下水道条例の一部を改正するものとなります。

一部改正の要旨につきましては、議会資料7ページとなります。

議会資料7ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

右の表が旧条例で、左の表が改正後の新条例となります。

改正箇所は、第7条第1項中、「前条の計画に基づく」を削り、「排水設備等」の次に、「新設等の」を加え、同項に「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長の指定を受けたものに工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りで

ない。」を加えます。

改正の内容は、甲斐市下水道条例の一部改正について、災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、管理者となる市長が、他の市町村長が指定をした指定工事店に排水設備工事を施工させる必要があると認めるときには、その実施を可能とする7条第1項となります。

議案書13ページへお戻りください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上が本条例の一部改正の内容となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 改正案は、これでいいんですが、東日本大震災とか、ああいった大きな地震の場合、こういった問題はなかったということなんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 中島課長。

○上下水道工務課長（中島茂樹君） 東日本大震災等の大規模災害の際に、こういった水道事業、下水道事業に関しましても、やはり、復旧に対してという形の全国的な協力というものはありました。ただ、局地的な地震ということで、復旧が一番遅れたというのが、能登半島地震の際の災害が一番大きかったということで、やはり、局地的な災害の部分については、その地区だけが指定をした工事事業者だけであると遅れてしまうという意味の中で、今回の改正が全国的に国土交通省からの指導の中で、改正するほうが全国的によろしいということで、全国に、この指示がまいりましたので、それに伴いまして、本市でも条例の改正をさせていただきまして、いち早く復旧できるような形で、対応を取りたいという、もちろん、東日本大震災のときも、そういったものは危惧されていたということで、そういった対応を全て踏まえて、今回の改正につながっていると考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第3号を終わります。

これで、条例等審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、一括で説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） それでは、そのようにいたします。

議案第4号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）、議案第9号 令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）、議案第10号 令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）を一括として、議題といたします。

初めに、議案第4号 令和7年度甲斐市一般会計補正予算（第8号）についてを行います。

初めに、環境森林課より、4款衛生費、3項清掃費及び13款諸支出金、1項基金費につ

いて、一括説明をお願いいたします。

宮崎環境森林課長。

○環境森林課長（宮崎 建君） 大変お疲れさまでございます。

環境森林課から、補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。補正予算説明書にて、説明をさせていただきますので、補正予算説明書の40、41ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項清掃費、1目清掃費、ナンバー7広域事務組合負担金につきまして、1,264万1,000円の減額補正をさせていただくものでございます。

財源につきましては、一般財源の減額補正となります。

具体的な内容であります。峡北広域行政事務組合負担金の全体としては、1,264万1,000円の減額となりますが、内訳としましては、ごみ処理特別会計に係る負担金が19万6,000円の増額、し尿処理特別会計……

○委員長（金丸幸司君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時14分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

引き続き、よろしくをお願いいたします。

○環境森林課長（宮崎 建君） 引き続き、ご説明申し上げます。

峡北広域行政事務組合負担金の全体としましては、1,264万1,000円の減額となりますが、内訳としましては、ごみ処理特別会計に係る負担金が19万6,000円の増額、し尿処理特別会計に係る負担金が1,283万7,000円の減額となります。

まず、ごみ処理特別会計の増額につきましては、本年度の負担金の算定根拠となる、令和6年度のごみ処理実績が確定したことに伴い、峡北広域行政事務組合において、算定を行った結果、本市に求める負担金が増額となったこと、また、普通交付税が当初見込額を下回ったため、構成市の負担額が増加したことが、増額の要因でございます。

次に、し尿処理特別会計の減額につきましては、新たなし尿処理施設の建設を行わないことから、峡北広域行政事務組合が当初予算に計上した事業費が不要になったこと、また、前

年度の繰越金を財源として充当したことにより、構成市の負担額が減少したことが減額の理由でございます。

続きまして、13款諸支出金、1項基金費に係る補正予算につきまして、ご説明をいたします。

補正予算説明書につきましては、60、61ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、14目環境保全基金費、ナンバー1環境保全基金積立につきましては、3万7,000円の増額補正をさせていただくものでございます。具体的な内容としたしましては、利息の確定により、基金運用利息は、当初の見込額を3万7,000円上回ったことから、増額補正をさせていただくものであります。

引き続き、同じページになりますが、13款諸支出金、1項基金費、16目森林管理基金費、ナンバー1森林管理基金積立につきましては、1万3,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

具体的な内容としたしましては、利息の確定により、基金運用利息が当初の見込額を1万3,000円上回ったことから、増額補正をさせていただくものであります。

以上で、環境森林課の2月補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時18分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続いて、産業創造課より、5款労働費、1項労働諸費及び13款諸支出金、1項基金費並びに繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

高須産業創造課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） それでは、よろしくお願ひいたします。

産業創造課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書42ページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費45万円の増額をお願いするものであります。

財源といたしまして、その他財源、甲斐市移住支援事業補助金返還金60万円で、一般財源15万円を減額いたします。

43ページの説明欄、ナンバー010労働総務費につきましては、令和7年2月に甲斐市移住支援事業補助金の交付を受けた1世帯、1人が交付条件であった県のマッチングサイトに掲載された就業先を1年以内に退職したため、補助金交付要綱の規定により、60万円全額の返還を請求し、このうち、国庫補助金30万円、県補助金15万円、合計45万円を県に返還するものであります。

続きまして、58ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、12目地域振興基金費44万8,000円の増額をお願いするものであります。

財源につきましては、その他財源、地域振興基金の利子15万8,000円の増額、競輪場外車券売場地元対策費30万円の減額、ボートレース場外舟券売場環境整備協力金120万円の減額、オートレース場外車券売場環境整備協力費20万円の増額、60ページの上になりますが、地方競馬場外馬券売場環境整備協力費30万円の増額、地域振興基金として58ページに戻っていただきまして、合計で84万2,000円の減額、一般財源129万円の増額であります。

内容であります。59ページの説明欄、ナンバー001、地域振興基金積立におきまして、サテライト双葉など4つの公営競技場外売場の売上げに対する市への協力金を積み立てておりますが、基金利子積立金15万8,000円を増額し、昨年2月補正予算以降の令和6年度積残し分129万円を増額、また、売上げの減少に伴い、令和7年度分につきましては、競輪場外車券売場地元対策費等100万円を減額するものであり、地域振興基金積立全体で差引き44万8,000円の増額をお願いするものであります。

続きまして、60ページの1番下をお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、17目特定事業ふるさと応援基金費682万3,000円の増額をお願いするものであります。財源といたしまして、その他財源特定事業ふるさと応援基金の運用利子4万円、一般財源678万3,000円であります。

61ページ、1番下をお願いいたします。

ナンバー001特定事業ふるさと応援基金積立につきましては、特定事業のために寄せられた応援寄附金、いわゆるクラウドファンディングによる寄附金から必要な経費を差し引いた額を当該年度の目的事業の財源として、活用いたしますが、目標額を上回る寄附金につきましては、基金に積み立て、翌年度以降に活用するものであります。

続きまして、繰越明許費につきまして、説明をさせていただきます。

62ページ、一番上をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費8,000万円の繰越明許をお願いするものであります。

内容といたしまして、今年度のふるさと応援寄附金事業において、ブドウや桃など、季節の特産品の先行予約を受け付けているところであり、これら返礼品等につきましては、翌8年度以降発送分の経費として繰越しをさせていただくものであります。

続きまして、上から5番目、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費90万円の繰越明許をお願いするものであります。

これは、移住定住促進事業におきまして、移住支援事業補助金を交付した2世帯2人につきまして、1人は、3年未満に転出したため、また、もう1人は、1年未満に就労状況を変更したため、補助対象外となったことから、補助金交付要綱の規定により、それぞれ60万円の返還を請求したところ、収入等の状況から、年度内の一括返還が困難であり、年度をまたいで分割返還となったことを受けまして、対象者からの返還金及びその完済後に生じる国県補助金を返還するための償還金として、歳入歳出それぞれ90万円の繰越明許をお願いするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ちょっと複雑なところもあって分かんのですけれども、まず聞きます。

端的に、ふるさと何とかを抜いて、今、オートレース、競馬場何とかというのが、かなり売上げが減ったということを今、課長の説明で言って、それによって、競輪場外車券売場地元対策費を100万円を減らしたということですか、もう地元100万円を今年度は払わない

ということにしたということですか。そのところは、この、まちづくり振興積立金というのと同じなのかどうか聞きたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） こちら、サテライト双葉等の売上げに応じて、1%、それぞれ競技によって違いますけれども、売上げに応じて、協力金として支援に入れていただいております。それが、この公営競技全体が縮小気味ということでもありますので、それで、減ってきているという状況でございます。市に入ってきたものにつきましては、基金になって、積み立てまして、子供関係の事業等に充当しております。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 分かりました。

もう一度聞きます。これやったときから、オートレース、双葉オートレース、子供関係とプラス地域振興のためにとということで、今言ったようにしたんだけど、だんだん売上げ等が減ってきて、二、三年前からとか本当は聞いているんですけども、今回、一遍に100万円とかと金額のことを言っているけれども、そのぐらいの額を学校とか子供とか、特に地元のほうには、もう全然、全然ということはないけれども、どのくらい、最高のときと比べて金額というのは、どのくらい減っているんですか。それを聞きたいです。

○委員長（金丸幸司君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） 平成20年が一番多くあったんですけども、それからもう現在は、令和6年度になりますけれども、半分以下という状況になっています。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） じゃ、今後も、だんだん減る傾向にあるということを推理しているということですね。お願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 高須課長。

○産業創造課長（高須秀樹君） やはり、これを買われる人口が減っているということと、あと、ネットによる販売で、売上げが減っているというような状況が見受けられますので、だんだんと、徐々には減っていく傾向にあるのではないかというふうに推測はしています。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

藤原委員、いいですか。大丈夫ですか。

○委員（藤原正夫君） はい。

○委員長（金丸幸司君） 質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時36分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、農政課より、6款農林水産業費、1項農業費及び13款諸支出金、1項基金費並びに繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

小宮山農政課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） お疲れさまです。

農政課関係の2月補正の内容について、説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

補正予算説明書の42ページ、43ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、43ページの説明欄、ナンバー005自立経営体確保育成促進事業につきましては、300万円の減額補正をお願いするものであります。補正額の財源は、国県支出金で、農業次世代人材投資事業補助金300万円であります。内容につきましては、当初予算では、農業次世代人材投資事業の対象者5人分の補助金を計上しておりましたが、新規に制度を活用するものがいなかったことにより、対象者が3人となり、執行残額分の補助金の減額であります。

次に、ナンバー018地域おこし協力隊費につきましては、200万円の減額補正をお願いするものであります。補正額の財源は全て一般財源であります。内容につきましては、今年度末で、3年の任期が終了する地域おこし協力隊員1名が、起業支援事業費補助金の交付を受けない意向であるため、その補助金200万円を減額補正するものであります。

次に、5目農地費、ナンバー003県営土地改良事業につきましては、2,064万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

補正額の財源内訳は、地方債の公共事業等債は370万円の減額、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債2,470万円の増額、一般財源は35万3,000円の減額となります。内容につきましては、防災重点農業用ため池緊急整備事業の事業内容変更に伴う負担金の増額補正をお願いするものであります。

なお、財源内訳で増減があることにつきましては、対象となっている4つのため池の事業において、当初予算分は減額、国の補正分は増額となっているためです。また、当初予算では、充当率が90%の公共事業等債のみでありましたが、増額する分においては、充当率100%の地方債が該当となるため、一般財源が減額となっております。

補正予算説明書の56ページ、57ページをお願いします。

13款諸支出金、1項基金費、4目渇水対策施設建設等基金費につきましては、1万円を増額補正させていただくものであります。補正額の財源、その他1万円は、渇水対策施設建設等基金であります。内容につきましては、基金利子を増額するものであります。

次に、5目中山間ふるさと、水と土保全対策基金費につきましては、5,000円を増額させていただくものであります。補正額の財源、その他5,000円は、中山間ふるさと、水と土保全対策基金であります。内容につきましては、基金利子を増額するものであります。

58ページ、59ページになります。

11目クラインガルテン基金費につきましては、65万8,000円を増額補正させていただくものであります。補正額の財源内訳、その他は、入会金60万円増額と、クラインガルテン基金5万8,000円の増額であります。内容につきましては、クラインガルテン滞在型区画におきまして、入れ替わる区画数が当初は20区画を予定しておりましたが、全利用者の中に、5年間の利用期間満了前に終了する方がおありまして、募集して、抽せんを行った結果、2区画増えまして、22区画となりましたので、増えた2区画分の入会金のほか、基金利子を増額するものであります。

続きまして、繰越明許費について、説明させていただきます。

62ページになります。

表の上から6つ目になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費につきましては、県営土地改良事業として、2,899万5,000円を繰越明許費とさせていただくものであります。財源内訳は、市債2,840万円、残りは一般財源です。

内容につきましては、県営土地改良事業において、事業内容の変更に伴い、年度内の事業完了が見込めないことから、負担金を繰越明許費とするものです。

以上が農政課関係の2月補正予算の内容となります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 最初の42、43で自立経営体確保とか地域おこし協力隊、これが減っちゃっているということなんです、その辺の理由というのは、どんなもんなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） まず、自立経営体確保、育成促進事業、内容なんですけれども、最初、この補助金分、5人分の補助金を計上しておりました。ただし、新規就農者の対象者が今回いなかったの、2人分のその分の補助金を計上していたんですが、いなかったもの、その分の補助金の減額となります。

あともう一つ、地域おこし協力隊のほうなんですけれども、今年、3年を終えまして、退任される方がいます。この方が市内で定住して、農業を起業するということであると、この200万円を支給するということだったんですが、その方が、市内に定住しなくて、対象とならなくなったため、200万円の減額をお願いするものであります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） そうすると、市外に転居しちゃったということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） 3月末が、任期となっておりますので、4月以降になる見込みであります。

○委員長（金丸幸司君） 市外へ。そこ。

○農政課長（小宮山佳浩君） 市外へ転出する見込みとなっております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先程、クラインガルテンの件でちょっと聞きたいんですけども、2名が、途中で退任したという説明あったよね。そうすると、一応、あれ5年だよ、たしか。入会金が30万円という形になるんだけど、年度途中、契約の途中でもって退任したときには、30万円の残額の還付というのは、あるのか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） 入会金は、最初の1年、入るときに、入会金納付していただくんですが、返金はありません。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、あと今募集して2人空いたところに入ったということなんだけれども、その年度途中、大体5年でもって契約満了の人は、そこで帰る人もいるし、継続する人もいると思うんだけど、そういう人たちの、その時点で新たに5年契約をするという流れになるのか。それとも、どうなっているのか。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） 5年間の契約というわけではなくて、最初に入って、そこを利用する契約をするんですけども、最長で5年間認められているということなんです。途中で終わった方が今回2人増えたわけですけども、その新しく入る方は、そこからやはり5年間使えるということになって、その方も、もしかしたら5年間いないかもしれない可能性はあります。そんな仕組みになっております。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、俺たちも5年間いて、そのままという、途中で出たり入ったりするということは可能なんだけれども、その中で、今1つ疑問に思ったのは、それでもって、そういう自由度があるよね、途中で帰りますと。その代わり、入会金の30万は、5年だから年間6万だよ、年間に換算すれば、なるわけじゃん。そのときに、早く出ていって、還付しないというのを利用者から、何も言われんだけ。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農政課長（小宮山佳浩君） あくまで、入会金は30万円と決まっていて、最初に納めてもらって、返金はしませんよという決まりになっております。そのほかに、年間の使用料、家賃ですね。年間の使用料が40万円という決まりがありますので、入会金につきましては、返金はしない。使用料は…

〔発言する者あり〕

○農政課長（小宮山佳浩君） 使用料につきましても、途中で年間分を日割とか月割とか、そういう返還はない決まりになっています。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） じゃ、そういうのは、一応、契約時点でやっているということで、今まで、そういったことに関するトラブルというのは、契約時期にそれを説明して納得しているんだから、それはないと思うけど。分かりました。了解です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時50分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、建設課より、6款農林水産業費、3項国土調査費及び8款土木費、1項土木管理費から3項河川費並びに繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

保坂建設課長。

○建設課長（保坂俊和君） 引き続き、よろしくをお願いいたします。

それでは、建設課の補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算説明書の44ページ、45ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、3項国土調査費、1目地籍調査費、ナンバー01地籍調査費におきましては、460万9,000円の減額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、国県支出金の地籍調査事業補助金462万1,000円の減額、一般財源1万2,000円の増額であります。

内容といたしましては、吉沢地区で実施している地籍調査の1年目工程における委託業務の補助金が減額となったことから、減額補正をお願いするものであります。

続きまして、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、ナンバー12土木総務事業におきましては、1,072万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、国県支出金の社会資本整備総合交付金1,056万の表記となっておりますが、123万7,000円の減額、地方債の、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債370万円の表記となっておりますが、1,210万円の増額、一般財源1,758万5,000円の表記となっておりますが、13万8,000円の減額であります。

内容といたしましては、県事業の急傾斜地崩壊対策事業におきまして、県が増額補正を行ったことに伴い、市の負担金分としまして、1,320万円の増額、また、地震ハザードマップ作成の実績見込み等に伴う、247万5,000円の減額、狭あい道路拡幅整備事業で財源更正を

させていただき、差引きで計1,072万5,000円の増額をお願いするものであります。

続きまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、ナンバー01道路新設改良事業におきまして、1億336万円の増額をお願いするものであります。

財源内訳は、国県支出金の道路交通安全施設等整備事業補助金等の5,390万円の増額、地方債の公共事業等債の4,020万円の増額、一般財源926万円であります。

内容といたしましては、14節工事請負費で道路改良工事を計上しておりましたが、要望していた国費の追加配分に伴う事業費の増額補正を行うものであります。

続きまして、3目橋梁維持改良費、ナンバー01橋梁長寿命推進事業におきまして、500万円の増額をお願いするものであります。

財源内訳は、国県支出金の道路メンテナンス事業補助金275万円の増額、地方債の防災・減災・国土強靱化強緊急対策事業債等180万円の増額、一般財源45万円の増額であります。

内容といたしましては、12節委託料で、橋梁補修詳細設計を計上しておりましたが、要望していた国費の追加配分に伴う事業費の増額を行うものであります。

続きまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川維持改修費、ナンバー02河川改修事業におきまして、1,250万円の減額をお願いするものであります。

財源内訳は、地方債の一般事業債1,200万円の減額、一般財源50万円の減額であります。

内容といたしましては、14節工事請負費で、今年度単独事業において行う予定でありましたが、令和8年度に国庫補助金を活用して行うため、減額を行うものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

62ページをお願いいたします。

上から7段目からとなります。

8款1項1目土木総務事業において、18節負担金補助及び交付金1,310万円の繰越しをお願いするもので、財源内訳は、市債が1,310万円であります。内容といたしましては、県が実施しております、急傾斜地崩壊対策事業におきまして、事業内容の変更が生じ、年度内の事業完了が見込めないため、繰越しの手続をお願いするものであります。

続きまして、8款2項2目道路新設改良事業において、14節工事請負費1億1,256万円の繰越しをお願いするもので、財源内訳は、国県支出金が5,896万円、市債が4,390万円、一般財源が970万円であります。内容といたしましては、道路改良工事について、国費の追加

配分があったことから、年度内の事業執行が見込めないため、繰越しの手続をお願いするものであります。

続きまして、8款2項3目橋梁長寿命推進事業において、12節委託料705万5,000円の繰越しをお願いするもので、財源内訳は、国県支出金が333万3,000円、市債が220万円、一般財源が152万2,000円であります。

内容といたしましては、橋梁補修詳細設計委託について、国費の追加配分があったことから、年度内の事業執行が見込めないため、繰越しの手続をお願いするものであります。

以上が補正予算及び繰越明許費の内容となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

まず始まる前に、訂正の報告があります。

小宮山まちづくり振興部長より答弁を行います。

小宮山まちづくり振興部長。

○まちづくり振興部長（小宮山 尚君） すみませんけれども、答弁の訂正を1つお願いいたします。

先ほど、議案第16号 不動産購入の件につきまして、内藤議員より、ご質問いただいて、その答弁で、赤坂公園の用地購入費につきましては、令和7年の12月の補正で入れていただいたと、私、答弁させていただいたんですけれども、正しくは、令和7年6月の補正で、議決をいただいたということで、訂正しておわびを申し上げたいと思います。どうもすみま

せんでした。

○委員長（金丸幸司君） 次に、都市計画課より、2款総務費、1項総務管理費及び8款土木費、4項都市計画費並びに繰越明許費について、一括で説明をお願いいたします。

久保都市計画課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 都市計画課から、補正予算及び繰越明許費の内容をご説明させていただきます。

補正予算説明書の22、23ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費につきましては、補正額は2,678万9,000円の減額と表記されておりますが、このうち、都市計画課所管分といたしましては、007甲斐市地域公共交通事業及び008遠距離通学定期券購入費補助事業の2事業で差引き758万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、国県支出金として、一番上に表記してございますが、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金が739万6,000円の減額、一番下に表記している県の鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業費補助金が25万円の増額、一般財源は、都市計画課所管分といたしましては、44万2,000円の減額となります。

内容につきましては、まず、007甲斐市地域公共交通事業におきましては、18節負担金補助及び交付金を808万8,000円減額補正するものであります。減額の理由につきましては、甲斐市地域公共交通会議に補助金を交付し、同会議が主体となって実施したA I オンデマンド交通実証運行における費用が確定したことに伴う予算の減額であります。

次に、008遠距離通学定期券購入費補助事業におきましては、18節負担金及び交付金を50万円増額補正するものであります。増額の理由につきましては、当初の見込みより申請額が多くなる見込みとなったためであります。この補助事業は、竜王駅、塩崎駅を利用し、県外の大学等へ通学するための定期券購入に対し、購入費の2分の1、月に1万円を限度に補助する制度で、現在、54人が利用をしております。

次に、補正予算説明書の48、49ページをお願いいたします。

8款土木費、4項都市計画費でございます。

まず、4目公園管理費につきましては、486万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、全て一般財源であります。

内容につきましては、001都市公園、市立公園維持管理事業におきまして、10節需用費を

70万円減額、12節委託料を416万4,000円減額するものであります。

減額の理由につきましては、需用費につきましては、都市公園、市立公園18園の決算見込みに伴う不用額の減額で、委託料につきましては、公園施設維持管理に係る各種委託業務の執行差金及び公園長寿命化計画見直しに係る委託業務の執行差金を減額するものであります。

次に、5目公園建設費でございます。こちらは、建設課と合算になっており、補正額の欄が、2億2,577万1,000円とありますが、都市計画課の所管分といたしましては、赤坂台総合公園整備事業の関係で、6,794万円の増額補正をお願いするものであります。

財源内訳は、国県支出金の防災・安全社会資本整備交付金、ここに1億754万円と書いてありますが、赤坂台総合公園分といたしましては、3,374万4,000円の増額、地方債として一番下に表記しております公共事業等債が1,130万円の増額、一般財源は、840万1,000円の減額と表記されておりますが、赤坂台総合公園分といたしましては、2,289万6,000円の増額であります。

内容につきましては、001公園整備事業におきまして、まず、14節工事請負費が、ここでも2億3,551万3,000円と表記されておりますが、このうち、赤坂台総合公園整備事業関係では、8,000万円の増額をお願いするものであります。

増額の理由につきましては、赤坂台総合公園整備事業におきまして、公園芝生広場への車両進入路整備工事について、国の補正予算による追加の予算配分があったため、工事費を増額するとともに、年度内での事業執行が見込まれないため、併せて繰越明許をお願いするものであります。

次に、21節補償補填及び賠償金を1,206万円減額するもので、減額の理由につきましては、赤坂台総合公園駐車場拡張に伴う用地取得に係る物件補償調査が完了し、補償費用が確定したことによる不用額の減額であります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

62ページをお願いいたします。表の一番下の欄であります。

8款土木費、4項都市計画費、5目公園建設費、繰越明許費は2億6,752万3,000円であります。財源内訳は、国県支出金が1億50万5,000円、市債が1億5,000万円、一般財源が1,701万8,000円であります。

内容でございますが、公園整備事業として、赤坂台総合公園駐車場拡張に伴う用地取得について、地権者の相続など、不測の日数を要したことにより、年度内での事業執行が困難と

なるおそれがあることから、契約に係る印紙代として11節役務費、土地購入に係る16節公有財産購入費、物件補償に係る21節補償補填及び賠償金について、繰越明許をお願いするとともに、14節工事請負費につきましては、国の補正予算の採択により、公園芝生広場への車両進入路整備工事について、追加の予算配分があったことから、繰越明許をお願いするものであります。

以上で、補正予算及び繰越明許費の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 今、説明があったわけですが、48、49は課がまたいで、金額の数字が全部違うと、これちょっと何とかならないですか。

○委員長（金丸幸司君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） この件については、財政当局とも話をしまして、検討させていただきます。

○委員長（金丸幸司君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 説明聞いても、1回説明聞くだけで、数字も書いてもらえないしということで、ちょっとつかみようがないので、ぜひよろしく願いします。

○委員長（金丸幸司君） 久保課長。

○都市計画課長（久保欽一君） 私のほうも、説明がどうしようかと悩んでおりましたので、ぜひ何とかできるように、財政当局と検討させていただきます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時12分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、建築住宅課より、8款土木費、5項住宅費及び13款諸支出金、1項基金費について、一括で説明をお願いします。

興石建築住宅課長。

○建築住宅課長（興石文明君） お疲れさまです。

建築住宅課より2月補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算説明書の50ページ、51ページをお願いいたします。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、001市営住宅管理事業につきまして、106万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

財源内訳は、国の社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減額で、市営住宅管理事業分の減額につきましては、763万6,000円のうち409万6,000円、内容としましては、田畑団地の給排水管改修工事の分で、国の補助率45%以内の国費が満額交付決定されなかったものでございます。その他財源は、これらに伴う住宅使用料現年度分の増額でございます。歳出の106万1,000円の減額の内容につきましては、市営住宅の解体に伴うアスベスト調査などの手数料、市営団地の消防設備の点検などの委託料、公営住宅管理システムリース料の減額で、いずれも執行差金を減額するものでございます。

次に、002住宅施策推進事業につきましては、建築物耐震促進事業の財源更正でございます。財源内訳は、国の社会資本整備総合交付金は、こちらも交付決定に伴う建築物耐震促進事業分の減額は、763万6,000円のうち354万円で、こちらは、補助率2分の1以内の国費が満額交付にならなかったものでございます。一般財源は、国費の減額分の増額で、財源の組替を行うものでございます。

続きまして、補正予算説明書の56ページ、57ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、7目市営住宅事業基金費、001市営住宅事業基金積立につきまして、121万4,000円の増額補正をお願いするものであります。財源内訳のその他財源の住宅使用料現年度分の減額303万5,000円につきましては、先ほど市営住宅管理事業で説明いたしました国費の減額に伴い、歳出のほうの現年度分の積立金を減額するもので、市営住宅事業基金の増額11万7,000円につきましては、基金利子の増加分でございます。

また、一般財源の413万2,000円の増額につきましては、令和6年度の市営住宅管理事業の決算確定に伴う、歳入から歳出を差し引いた残金であり、歳出のほうで積み立てるための

ものでございます。歳出の121万4,000円の増額の内容につきましては、基金利子の積立金を11万7,000円増額、先ほど説明しました令和6年度の決算に伴う残金を基金へ積み立てる分が413万2,000円の増額、財源内訳のほうで説明しました現年度分の積立金303万5,000円を減額いたします。差引きしまして、トータルで121万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

以上が建築住宅課の補正予算の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時18分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、上下水道業務課、上下水道工務課より、6款農林水産業費、1項農業費について、担当より説明をお願いいたします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） お疲れさまです。

公営企業部、上下水道業務課、工務課が所管をいたします事業の一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明させていただきます。

補正予算説明書の42、43ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、右側のページ、次のページですが、説明欄の20農業集落排水事業特別会計繰出金は、2,358万3,000円を減額するものあります。

内容につきましては、この後の農業集落排水事業特別会計補正予算でご説明させていただきます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願ひします。

以上で、議案第4号を終わります。

続いて、議案第9号 令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）についてを行います。

歳入歳出一括で説明をお願いします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 続きまして、地域し尿処理施設特別会計補正予算につきまして、ご説明いたします。

初めに、議案書37ページをお願いいたします。

議案第9号 令和7年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,565万円とするものであります。

補正予算説明書137、138ページをお開きください。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金につきましては、基金利子の確定に伴い、2万8,000円を増額するものあります。

次に、その下の4款1項1目1節繰越金につきましては、繰越金の確定に伴い、103万1,000円を増額するものあります。

続いて、補正予算説明書の139、140ページをお願いいたします。

次に、歳出について説明します。

歳出についても同額の補正をお願いいたします。

2款諸支出金、1項基金積立金、1目、01地域し尿処理施設基金積立金につきましては、基金利子の積立てにより、2万8,000円を増額するものであります。

次に、2款諸支出金、2項繰出金、1目01一般会計繰出金につきましては、繰越金の確定に伴い、一般会計への繰出金を103万1,000円増額補正するものであります。

地域し尿処理施設特別会計補正予算（第3号）の説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第9号を終わります。

続いて、議案第10号 令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを行います。

歳入歳出一括で説明をお願いします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案書41ページをお願いいたします。

議案第10号 令和7年度甲斐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ875万7,000円とするものであります。

補正予算説明書の143、144ページをお願いいたします。

初めに、歳入から説明させていただきます。

4款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金につきましては2,358万3,000円の減額、次に、その下の5款1項1目1節繰越金につきましては、繰越金の確定に伴い、78万3,000円の増額をお願いするものであります。

歳入の説明は以上であります。

次に、歳出について説明します。

補正予算説明書の145、146ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、01農業集落排水施設維持管理事業につきましては、農業集落排水事業の継続に伴う合併浄化槽設計委託料2,280万円の減額及び繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を減額する内容の財源更正であります。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第10号を終わります。

続いて、議案第11号 令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第4号）、収入支出一括で、説明をお願いします。

芳賀上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（芳賀康貴君） 続きまして、下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明させていただきます。

議案書は44ページ、説明は、別冊の令和7年度2月公営企業会計補正予算説明書の4ページ、5ページをご覧ください。

令和7年度甲斐市下水道事業会計補正予算実施計画の収益的支出であります。

1款下水道事業費用、1項営業費用、4目流域下水道維持管理費は、既決予定額5億374万2,000円から、補正予定額5,854万1,000円を減額するものであり、内容は、県が運営している釜無川流域下水道維持管理負担金の令和7年度分の額の確定に伴う減額であります。

補正予算説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。

1款資本的収入、1項1目企業債、既決予定額4億7,350万円に補正予定額3,830万円を増額するものであり、国の社会資本整備総合交付金の減額に伴う公共下水道整備事業債の増額をお願いするもので、その下の5項1目国庫補助金、既決予定額1億4,000万円から補正予定額3,930万円の減額は、国の社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴い減額するものであります。

なお、8ページの予定キャッシュ・フロー計算書及び10ページ、11ページの予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

下水道事業会計補正予算（第4号）の説明は以上であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案11号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時31分